

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和 4 年 9 月 21 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、安倍晋三元首相の国葬の警備に当たり、県警察職員を派遣するための出張費の支出について、地方財政法第4条に抵触する可能性が高いと考えるなどとし、当該支出が違法又は不当であるか否かの監査の実施を求めるとともに、違法又は不当であると認めた場合は出張費の返還を勧告することなどを求めている。

しかしながら、前記のとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされているところ、請求人は、上記の出張費の支出について、違法又は不当であるとの判断を行っておらず、その判断を監査委員による監査の実施に委ねていることから、当該財務会計上の行為が違法又は不当とする理由を具体的に摘示しているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和 4 年 9 月 21 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

請求人は、安倍晋三元首相の国葬の警備に当たり、県警察職員を派遣するための出張費の支出について、地方財政法第 4 条に抵触する可能性が高いと考えるなどとし、当該支出が違法又は不当であるか否かの監査の実施等を求めている。

そして、法第 242 条第 1 項においては、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができると規定されていることから、請求人は神奈川県民であることを要する。

そこで、請求人が神奈川県民であるかを確認したところ、請求書に記載された住所地に住民票はなかったことから、請求人に対して、生活の本拠にしている場所が本県に存在することを証明する客観的な資料の提出を求めた。

しかしながら、請求人からは、請求人の住所及び氏名が記載されている郵便物及び納品書に係る写真しか提出されず、これらの資料では、請求人の住所を宛先

としている郵便物等が存在したことは推認されるものの、差出人等も明確にされておらず、請求人が当該住所地で当該郵便物等を受け取った証拠とはならないことに加え、当該住所地が生活の本拠にしている場所であるとする客観的な事実とはなり得ないものである。

以上のとおり、請求人は、請求書に記載された住所地に住民票はなく、その他神奈川県民であることを証するものも確認できなかった。

よって、請求人の請求は、法第 242 条第 1 項の要件を欠くものであり不適法である。